

議案第70号

土地改良事業の計画について

土地改良事業の計画の概要を次のとおり定める。

令和4年12月6日提出

新居浜市長 石川 勝行

- 1 事業の名称 ため池等整備事業
- 2 施行場所 柳谷地区（新居浜市萩生字且ノ上）
- 3 事業概要
 - 柳谷中池 堤体 堤長 48.0メートル
堤高 6.0メートル
法面保護（布製型枠） 464.0平方メートル
 - 取水施設 斜樋 直径 200ミリメートル
 - 柳谷下池 堤体 堤長 40.0メートル
堤高 4.2メートル
法面保護（布製型枠） 172.0平方メートル
 - 洪水吐 幅 15.0メートル
 - 取水施設 斜樋 直径 200ミリメートル
底樋 直径 800ミリメートル
- 4 概算事業費 1億5,000万円
- 5 事業期間 令和5年度から令和9年度まで

提案理由

ため池等整備事業の施行に当たり、土地改良事業の計画の概要を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、本案を提出する。

参照条文

土地改良法（昭和24年法律第195号）抜粋

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 （省 略）

ため池等整備事業

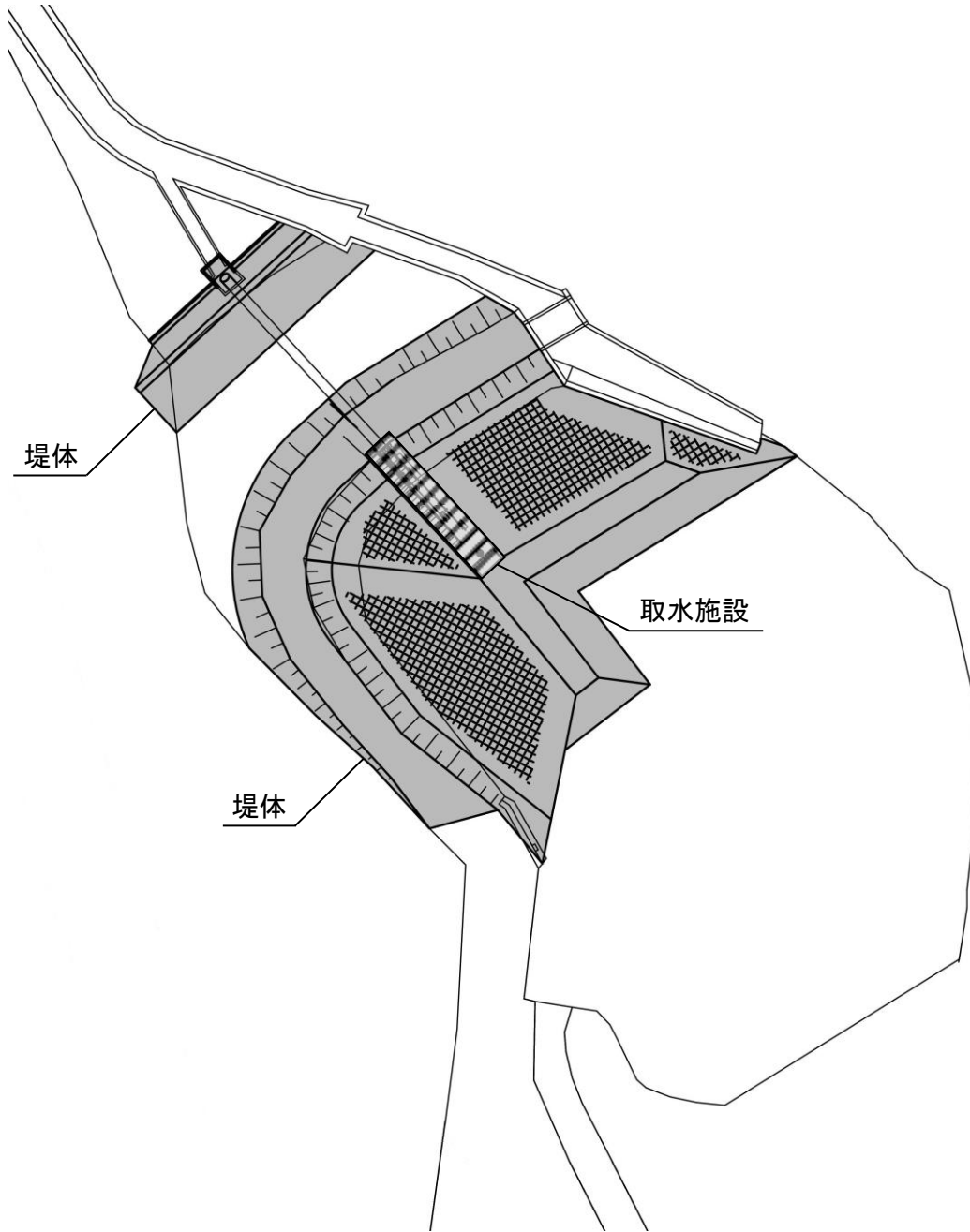
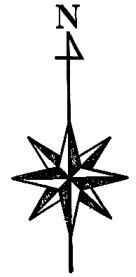
位置図



 施行箇所

ため池等整備事業

平面図（柳谷中池）



堤体

取水施設

堤体



施行箇所

ため池等整備事業

平面図（柳谷下池）

